

くために必要な仕組みであると認識しています。

安全

治水対策

6月20日に淀川水系河川整備計画案が国土交通省近畿地方整備局から提示され、河川法に基づき知事への意見照会がありました。

問 知事は、大戸川ダムの洪水調節効果や必要性、緊急性等、疑問点が多いとの発言をされていますが、流域住民の願いは大戸川ダムを河川整備計画に位置付け、ダム事業が完了し、洪水被害の不安を解消することです。

答 知事は大戸川ダムの効果を認め、この事業を促進する立場を表明すべきと考えますが、どのように考えるのか伺います。

答 淀川水系河川整備計画案では、大戸川ダムについて、「洪水調節目的専用の流水型ダムとして、事業実施にあたっては、学識経験者の指導・助言を得て、自然環境への影響を統合的に評価し、適切な対策を実施する」と記載されています。



4府県知事の意見聴取の場

では、堤防強化費用や事業に関わる県負担金を示してもらうことが重要で、ダム建設に関わる環境にかかるコストも含め説明をお願いしました。今後これらの説明を受けた上で、市町長の意見を踏まえ判断します。

問 知事は、ダムの必要性、緊急性、経済性そして環境への影響等、十分な説明を聞いていない点については、さらなる資料提示を国に求め、下流府県や県民の意見も踏まえ、責任ある判断をしていくと述べました。このことは、現時点で知事の意見を出すのは尚早との考えを示したものが伺います。

答 淀川水系河川整備計画は、本県にとって重要な計画です。近畿地方整備局が案として取りまとめた内容や経緯、また、市町、住民、流域委員会の意見がどのように反映されているのか等を説明してもらいたいと思っております。

それらの説明を受けない限り、知事として意見を出すことは、議会や県民への説明責任を果たす観点から難しいと考えます。

地震対策

問 本県では、琵琶湖西岸断層帯が存在し、県を挙げて強力に地震防災対策に取り組んでいく必要がありますが、地震に対する県内の学校や住宅の耐震化はどのような

状況ですか。また、4月から防災危機管理局が知事直轄組織となりましたが、震災時における本県の初動体制はどのようなものか、知事の決意とあわせて伺います。

答 耐震化の水準は全国的に見ても決して見劣りしませんが、今後早期の耐震化は大変重要な課題と認識しています。地震防災プログラムの計画期間内の目標の達成に向け、より効果的、効率的な推進方策を検討し、また、災害時要援護者対策などの地域社会における人のつながり強化など、新たな課題についても対応するため、部局横断の「減災対策推進チーム」を既に設置し、検討を始めています。

また、本県の初動体制は、震度5で災害警戒本部を、震度6以上のときには災害対策本部を設置し、5つの緊急初動対策班を編成し、初動期における活動体制を整備しています。自然災害をはじめとするさまざまな危機に迅速かつ的確に対応していく決意です。



総合防災訓練

環境

アール・ティエン・ジニアリング最終処分場問題

問 知事みずから地元7自治会に出向き、今後の対策について説明をされましたが、県の推奨する全周遮水壁、有害物質掘削除去等のいわゆるD案の工法提案は、すべての自治会で受け入れられなかったと承知しています。現場の声は県に対する不信ばかりで、「住民の合意と納得」からはほど遠いものだと考えざるを得ません。住民説明会を一巡し終えた段階での知事の対策工に対する考え方を伺います。

答 住民説明会での意見は、全量撤去の声が大半であり、提案した遮水壁による原位置浄化案への理解は得られませんでしたが、この問題への対応は、制度上、全量撤去ありきではなく、生活環境上の支障とそれをおそれを取り除くことであり、現在、提案している対策工の考え方を基本とすることが適切であると考えています。

この遮水壁による原位置浄化案について、住民の皆さんの理解と同意を得るため、今後説明を尽くし、協力関係を構築する中で、理解を得ていきたいと考えています。

6月定例会質問一覧については、県議会のホームページをご覧ください。

6月定例会で審議した意見書・決議

議案番号	件名・要旨	結果
意見書第5号	永住外国人の地方参政権の確立に関する意見書案	継続
意見書第6号	後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書案	否決
意見書第7号	生活保護の通院移送費の削減通知の撤回と不正防止策を求める意見書案	可決
●生活保護通院交通費（移送費）を削減するとして平成20年4月1日付厚生労働省局長通知を撤回し、不正給付等の防止策を講じること。		
意見書第8号	後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書案	可決
●高齢者が将来にわたって適切な負担で、安心して医療を受けることができるよう、国民との十分な対話の機会を設け、共感を得られるよう、制度のあり方について見直しを行うこと。 ●低所得者の負担軽減を図るため、保険料の軽減判定の仕組みについて、保険料の賦課方法と整合がとれたものとする。こと。 ●保険料の年金からの天引き制度など、保険料徴収の手法について見直しを行うこと。 ●後期高齢者を対象とした新たな診療報酬体系は、必要かつ十分な医療が確保できるよう配慮すること。 ●制度の見直しに伴い、新たに発生する財源は、国において確保すること。		
意見書第9号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書案	可決
●森林吸収源対策を着実に推進するため、環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出。 ●緑の雇用対策など森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的、安定的な木材の供給対策の確保、さらには木材のバイオマス利用の促進などにより間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興。 ●施業放棄地など民間による森林整備が困難な地域における国の関与のもとでの森林整備制度の創設。		
意見書第10号	地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書案	可決
●政府は、CO ₂ 削減を目指し、7月7日を「クールアース・デー」と宣言したが、さらにライトダウンなど効果性の伴う国民的運動を政府主導のもと創出し、その普及、促進に努めること。 ●クールビズやウォームビズについては認知度を高めるとともに、温度調節などの実施率を高めること。 ●「チーム・マイナス6%」などの国民参加型運動の一層の普及促進を図り、国民運動に対する協賛企業の拡大や、エコポイント制度の普及、促進に努めること。 ●カーボンオフセット（温室効果ガスの相殺）については、関係者による協議体をつくり、その信用性を高めること。		

議案番号	件名・要旨	結果
意見書第11号	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の期限延長等に関する意見書案	可決
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法は、平成25年3月31日限りで効力を失う。 本県においては、大規模な不適正処分が判明し、対策工法を検討しているが、住民への説明と意見聴取に日時を要する。なおかつ、財政的状況は極めて厳しく、今後新たに対応が求められる事案の発生も懸念される。 よって、政府ならびに国会におかれては、特別措置法の期限を延長するとともに、十分な財源を確保されるよう強く要望する。		
意見書第12号	子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書案	可決
●子宮頸がん予防ワクチンの安全性と効果を確認し、早期承認に向けた審査を進めること。 ●女性の一生においてHPV感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることにかんがみ、予防ワクチンが承認された後は、その推進を図るために接種への助成を行うこと。 ●日本におけるワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要に対応を行うこと。		
意見書第13号	障害者虐待防止に関する法律の早期成立を求める意見書案	可決
●障害者への虐待は決して許されないという理念を明確にした、「障害者虐待防止法」を早期に制定すること。 ●法整備に当たっては、障害者を対象としたすべての虐待の禁止をうたい、その防止と救済に関する国、地方公共団体等の責務を明確にするるとともに、虐待を発見した場合の通報義務と通報者の保護、虐待の事実に係る調査と被害者救済に関し必要な権限と人員を有する機関の設置、虐待を受けた障害者の保護のための措置、障害者の福祉にかかわる関係者に対する研修の義務づけなど、障害者虐待の実効ある防止と救済を図るために必要な規定を盛り込むこと。		
決議第1号	2016年オリンピック競技大会およびパラリンピック競技大会の日本招致に関する決議案	可決
オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界最大のスポーツ、文化の祭典であり、多くの人々にスポーツのすばらしさを伝え、生きる力や大きな感動を与えることができる。また、我が国の伝統や文化、先端技術、世界平和を希求する強い意志と数多くの問題を乗り越えてきた姿を示すことは、世界の平和と発展に貢献するものである。 よって、滋賀県議会は、2016年の日本開催を心から希望するとともに、東京都の招致活動を全面的に支援、協力するものである。		

採択した請願

- 障害者虐待防止法の早期制定を求める意見書の提出について

用語解説

※2 「4府県知事」……淀川水系河川整備計画に関係する三重県、滋賀県、京都府、大阪府の知事のことです。

※3 「D案」……処分場の全周に遮水壁を設置して地下水汚染の拡大を防止したうえで、覆土（廃棄物飛散防止）、浸透水・地下水揚水井戸設置（汚染水の浄化）、廃棄物内自然換気（有害ガス防止）、焼却炉焼却灰洗浄除去（焼却灰飛散防止）、有害物質の一部掘削除去（廃棄物安定化促進）といった方法により、廃棄物を原位置で浄化しようとする対策案です。